

第18号議案

芦屋市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について

芦屋市新型インフルエンザ等対策本部条例を別紙のように定める。

平成25年2月19日提出

芦屋市長 山 中 健

提案理由

新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定に伴い、芦屋市新型インフルエンザ等対策本部に関し必要な事項を定めるため、この条例を制定しようとするもの。

芦屋市新型インフルエンザ等対策本部条例

(趣旨)

第1条 この条例は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「法」という。）第37条において準用する法第26条の規定に基づき、芦屋市新型インフルエンザ等対策本部（以下「対策本部」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 芦屋市新型インフルエンザ等対策本部長（以下「本部長」という。）は、対策本部の事務を総括し、その職員を指揮監督する。

2 芦屋市新型インフルエンザ等対策副本部長（以下「副本部長」という。）は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 芦屋市新型インフルエンザ等対策本部員（以下「本部員」という。）は、本部長の命を受け、対策本部の事務に従事する。

4 対策本部に本部長、副本部長及び本部員のほか、必要な職員を置くことができる。

5 前項の職員は、市の職員のうちから、市長が任命する。

(会議)

第3条 本部長は、対策本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、対策本部の会議（以下「会議」という。）を招集する。

2 本部長は、法第35条第4項の規定に基づき、国の職員その他市の職員以外の者を会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

(部)

第4条 本部長は、必要と認めるときは、対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、本部長の指名する者をもって充てる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(補則)

第5条 この条例に定めるもののほか、対策本部に関し必要な事項は、本部長が定め

る。

附 則

この条例は、公布の日又は法の施行の日のいずれか遅い日から施行する。

芦屋市新型インフルエンザ等対策本部条例要綱

1 制定の趣旨

新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定に伴い、芦屋市新型インフルエンザ等対策本部に関し必要な事項を定めるため、この条例を制定しようとするもの。

2 制定の内容

(1) 趣旨（第1条関係）

新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「法」という。）第37条において準用する法第26条の規定に基づき、芦屋市新型インフルエンザ等対策本部（以下「対策本部」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(2) 組織（第2条関係）

ア 芦屋市新型インフルエンザ等対策本部長（以下「本部長」という。）は、対策本部の事務を総括し、その職員を指揮監督する。

イ 芦屋市新型インフルエンザ等対策副本部長（以下「副本部長」という。）は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

ウ 芦屋市新型インフルエンザ等対策本部員（以下「本部員」という。）は、本部長の命を受け、対策本部の事務に従事する。

エ 対策本部に本部長、副本部長及び本部員のほか、必要な職員を置くことができる。

オ エの職員は、市の職員のうちから、市長が任命する。

(3) 会議（第3条関係）

ア 本部長は、対策本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、対策本部の会議（以下「会議」という。）を招集する。

イ 本部長は、法第35条第4項の規定に基づき、国の職員その他市の職員以外の者を会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

(4) 部（第4条関係）

ア 本部長は、必要と認めるときは、対策本部に部を置くことができる。

イ 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。

ウ 部に部長を置き、本部長の指名する者をもって充てる。

エ 部長は、部の事務を掌理する。

(5) 補則（第5条関係）

上記(1)から(4)までに定めるもののほか、対策本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

3 施行期日

公布の日又は法の施行の日のいずれか遅い日

新型インフルエンザ等対策特別措置法抜粋

(条例への委任)

第26条 第22条から前条まで及び第33条第2項に規定するもののほか，都道府県対策本部に関し必要な事項は，都道府県の条例で定める。

(準用)

第37条 第25条及び第26条の規定は，市町村対策本部について準用する。この場合において，第25条中「第21条第1項の規定により政府対策本部が廃止された」とあるのは「第32条第5項の公示がされた」と，「都道府県知事」とあるのは「市町村長」と，第26条中「第22条から前条まで及び第33条第2項」とあるのは「第34条から第36条まで及び第37条において読み替えて準用する第25条」と，「都道府県の」とあるのは「市町村の」と読み替えるものとする。